

ユニフォーム規程

2024 年 4 月 1 日改訂

(第 8 次改訂)

 主要変更箇所(2024. 4)



序文 目的

本規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）が主催または共催する大会に参加するチームのユニフォームに関する基準を定めるものである。

1. ユニフォーム登録

- 1.1 大会に参加するチームは、ファーストユニフォームおよびセカンドユニフォームとしてのフィールドプレイヤーのシャツ、パンツ/スコート、ソックスとゴールキーパーのシャツの色を大会参加申込書にて登録しなければならない。大会期間中はユニフォームの色柄を変更することができない。

2. フィールドプレイヤーのユニフォーム

- 2.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのうちのひとつのセットは、シャツ、パンツ/スコート、ソックスそれぞれの80%以上が単色でなければならない、もうひとつのセットは他のセットとは全く違う色でなくてはならない。大会参加にあたり登録したファーストおよびセカンドユニフォームの色が似ているとTDにより判断された場合は、TDはチームに対しユニフォームの色を変更させることができる。そのため、判断に迷う場合は、事前にJHA 事業本部競技運営部長または大会TDに確認を取っておくことを推奨する。
- 2.2 ソックスの色は、2.1 の条件を満たす限り、何色でも良い。ただし、膝にかかるように着用することは認められない。
- 2.3 背番号は、はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）数字で次の2か所に明示する。
 - a 上下16cm以上、30cm以下の文字でプレイヤーのシャツの背面
 - b 上下7cm以上、9cm以下の文字でプレイヤーパンツ/スコートの前面で太ももの高さ
- 2.4 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、
 - a シャツの背面に表示されていること
 - b はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）上下が6cm以上、10cm以下の文字であること
 - c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること
- 2.5 ユニフォームの袖の長さ、襟の有無の制限はないが、試合を通じて全員が同じ仕様のユニフォームを着用しなければならない。長袖、半袖、袖無しユニフォームの選手が混在していても良い。
- 2.6 アンダースパッツは、ユニフォームの内側で立った姿勢で外面から見えない範囲に着用するものや、立った姿勢でスコートの下に外面から見えない範囲を着用してもよい。スコートの下にアンダースパッツを着用する場合は、全員が同じ素材で同色のものを着用しなければならないが、スコートと同色である必要はない。
- 2.7 ユニフォームの袖からはみ出るアンダーシャツを着用してよい。その場合、着用する選手全員がユニフォームの色と同色かつ、同じ仕様のものを着用しなければならない。着用と非着用の選手が混在していても良い。
- 2.8 襟元や袖口からはみ出てユニフォームの原型を変えるような下着・インナーウェアは着用してはならない。
- 2.9 上項に関わらず、宗教上および医師の指示による健康上の理由による着用物に制限はないが、事前にTDの承認を必要とする。

3. フィールドプレイヤーの装具

- 3.1 フィールドプレイヤーは、ソックスの内側で膝より下にすねあてを試合中常時着用しなければならない。
- 3.2 フィールドプレイヤーは、マウスピースを、試合中常時着用しなければならない。ただし、ゴールキーパーは着用を推奨する。（スポーツ少年団ならびにマスターズの大会については、装着を強く推奨する）
- 3.2 フィールドプレイヤーは、ユニフォームの内側で外面から見えない状態であれば、体を守るための装具を装着してもよい。膝あてはソックスの外側に装着してもよい。ただし、TOによって危険と判断されるものは装着できない。

4. ゴールキーパーのユニフォーム

- 4.1 ファーストおよびセカンドユニフォームのシャツは、フィールドプレイヤーのファーストおよびセカンドユニフォームのシャツの色と全く違う色でなければならない、かつ GK のファーストおよびセカンドのユニフォームは全く違う色でなくてはならない。
- 4.2 背番号は、はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）数字で次の2か所に明示する。
 - a 上下16cm以上、30cm以下の文字でシャツの背面
 - b 上下7cm以上、20cm以下の文字でシャツの前面
- 4.3 プレイヤーの名前を表示する場合、プレイヤーの名前は、
 - a シャツの背面に表示されていること
 - b はっきりと塗り潰された（輪郭線でない）上下が6cm以上、10cm以下の文字であること
 - c プレイヤーの背番号より上に配置し、背番号が明瞭に見えるようにすること

5. シューズの色

5.1 シューズの色は何色でも良い。

6. ゴールキーパーの装具の色

6.1 ゴールキーパーの装具の色は何色でも良い。

7. メーカー識別標章

7.1 メーカー識別標章を付する場合は、次の場所及びサイズとする。メーカー識別標章とは、メーカーの名称（以下、「メーカー名」とする）又はメーカーのロゴマーク（以下、「ロゴマーク」とする）をいう。

a シャツ

a.1 前面

表示できるもの： メーカー名又はロゴマーク

場 所： 胸に1カ所

サイズ： 30 cm以下

a.2 その他

表示できるもの： ロゴマーク

場 所： 両肩又は両脇又は両袖口のいずれに1カ所

サイズ： 幅8 cm以下

形 状： 以下のいずれか

ア) 単独のロゴマークを1カ所のみ配置

イ) 帯状のロゴマークを配置

b パンツ/スカート

b.1 前面又は背面

表示できるもの： メーカー名又はロゴマーク

場 所： 左右いずれかに1カ所

サイズ： 30 cm以下

b.2 両腰脇又は両裾

表示できるもの： ロゴマーク

場 所： 両腰脇又は両裾のいずれか1カ所

サイズ： 幅8 cm以下

形 状： 以下のいずれか

ア) 単独のロゴマークを1カ所のみ配置

イ) 帯状の連続的なロゴマークを配置

c スtocking

c.1 任意の場所

表示できるもの： メーカー名又はロゴマーク

場 所： ア) 左右1カ所ずつ、又は イ) 左右2カ所ずつ

サイズ： 20 cm以下

c.2 上端

表示できるもの： ロゴマーク

サイズ： 幅5 cm以下

形 状： 以下のいずれか

ア) 単独のロゴマークを1カ所のみ配置

イ) 帯状の連続的なロゴマークを配置

7.2 製品に使用されている技術的な商標ロゴについては、面積が10 cm以下で1箇所とする。

7.3 ロゴの大きさが上記のサイズを超過する場合は広告とみなし、「9. チームが希望する広告」に従って広告掲載の手続きを行わなければならない。

7.4 国民スポーツ大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。

8. 大会主催者が希望する広告

8.1 大会主催者は、大会に参加するプレイヤーのユニフォームに広告を表示させる権利を有し、その要請があった場合は、チームはユニフォームの指定の位置に広告を貼付しなければならない。貼付する広告は、主催者がチームに無償で提供

する。

9. チームが希望する広告

- 9.1 大会開始日の3日前までに表示する広告の図柄、大きさ、位置を主催者に申請しなければならない。
- 9.2 アルコール類およびたばこ商品名の広告は許可されない。
- 9.3 主催者は、公序良俗に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下することができる。
- 9.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
- 9.5 広告の表示が認められた場合、チームは、広告1か所につき10,000円をJHAに納入しなければならない。

10. 競技役員ウェアへの広告

- 10.1 大会主催者は、大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を表示させる権利を有する。

11. 大会協賛広告

- 11.1 大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を提供し、表示させることを、誰でも希望することができる。その場合は、以下に基づき主催者に申請を行わなければならない。
- 11.2 大会開始15日前までに、表示する広告の図柄、大きさ、表示させるウェアおよび位置を主催者に申請しなければならない。
- 11.3 アルコール類およびたばこ商品名の広告は許可されない。
- 11.4 主催者は、公序良俗に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により、申請を却下することができる。
- 11.5 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
- 11.6 広告の表示が認められた場合、申請者は、広告1か所につき50,000円をJHA特別協賛金として納入しなければならない。金額はJHAとの協議により変更することができる。また、表示する広告を主催者に無償で提供しなければならない。広告の表示（貼付）に係わる費用は原則として申請者が負担する。
- 11.7 大会主催者は、大会に参加する競技役員の公式ウェア（アンパイアシャツ、大会ジャンパー等）に広告を表示させる権利を有するが、アルコール類およびたばこ商品名の広告は表示できない。

12. 選手が使用する用具・防具への広告

- 12.1 選手が公式試合で利用する用具・防具について広告掲出を希望する場合は大会開始日の3日前までに表示する広告の図柄、大きさ、位置及び選手名を主催者に申請しなければならない。
申請は原則としてチーム単位で申請するものとし、申請者がチームに属していない場合等は個人でも可能とする。
- 12.2 アルコール類およびたばこ商品名の広告は許可されない。
- 12.3 主催者は、公序良俗に反する場合や大会スポンサーに競合する等の理由により申請を却下することができる。
- 12.4 主催者は、許可にあたり広告の大きさ、位置を変更する権利を有する。
- 12.5 JHAは競技上危険や支障があると判断された場合は申請を却下することができる。
- 12.5 広告の表示が認められた場合、広告1か所につき3,000円をJHAに納入しなければならない。
- 12.6 国民スポーツ大会等、別途規程が定められている場合には、そちらが優先される。

13. その他

- 13.1 広告の掲出者などの間で問題が発生した場合は、申請者が適切に対応し、解決する。
- 13.2 本規程に係わる疑義および定めのない事項は、JHA競技運営部長が関係機関と協議のうえ決定する。

<付則>

- 14. 本規程は、2024年4月1日より効力を有する。

付則

図1 メーカー名（メーカーの名称を文字情報として含むもの）

<メーカー名>

<メーカー名+ロゴマーク>

Japan Hockey



図2 単独のロゴマークと帯状のロゴマーク

<単独>

<帯状>

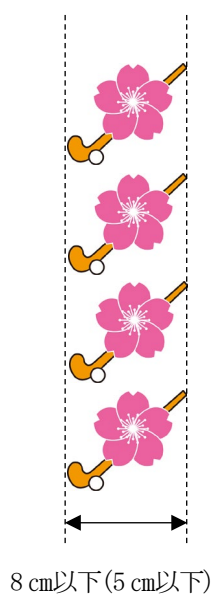
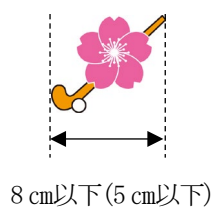
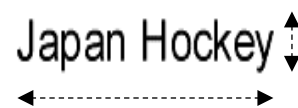
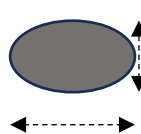
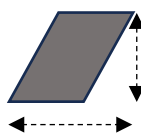
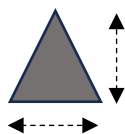


図3 表示物及び掲示物のサイズの計算

※最長辺同士（縦×横）を乗じた面積



最長辺： ←-----→